横浜市立鉄小学校　　いじめ防止基本方針

平成２６年３月２５日策定

１ いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条にある通り「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（２）いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

①いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

（３）いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

学校として

① あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

② 教育活動全体を通して、友達との言葉のやりとりや関わり方を丁寧に見とり、指導する。

③ 人権教育を推進し、一人一人が人権を尊重し合える望ましい人間関係づくりに努める。

④子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

⑤ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。

⑥ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
⑦ 相談窓口を明示するとともに、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
⑧ 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
⑨ 継続的な指導ができるよう、担任が変わる際に引継ぎを徹底する。また、教育相談記録の引継ぎも適切に行う。
⑩ 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

①どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導を努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するように働きかける。
②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
③学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

2「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、特別支援コーディネーター・養護教諭による委員で構成される。また、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家等の参加を求める。

（2）委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）委員会の活動内容

○未然防止
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
・児童・保護者・地域に「学校いじめ防止対策委員会」の取組を周知する。

○早期発見
・いじめ事案（「疑い」を含む。）についての情報や児童間の人間関係などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。
・いじめ事案（「疑い」を含む。）の事実把握をした上で、いじめであるか否か判断する。
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定など組織的に実施する。

○取組の検証
・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行を行う。
・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。

３ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（１）いじめの未然防止

○道徳教育等の充実を通した思いやりの心・規範意識の醸成
○子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用
○「いじめ防止基本方針」の発達段階に応じた指導
○職員の共通理解のもと、一貫した児童指導
・全職員が同じ目標のもと、低・中・高学年のブロックで情報を共有し、協力して指導をする。
○自己有用感を持たせる取組の推進
・魅力ある授業づくり
・土や人と関わる活動　　栽培活動・たてわり活動

（２）いじめの早期発見

○担任だけではなく全職員で児童指導・支援に当たるという職員間の共通認識
○こまめな児童情報交換・児童理解
・普段からの記録を大切にし、事実や背景を明確にとらえる。
○児童支援専任・養護教諭・専科職員による日常的に行う児童の見守りと担任との連携
○相談しやすい環境づくり
・相談がある場合には、児童にとって話しやすい人に相談してよいことを伝える。
・相談がある場合の児童相談窓口（専任・養護教諭）を学校便り等で明示する。
○ブロック研・職員会議での児童理解・情報交換
○児童アンケートの実施
・年に３回のアンケート（５月と１０月のＹ－Ｐアセスメント・１１月のいじめアンケート）を行い、必要に応じて臨時のアンケートを行う。
・アンケート後、支援が必要な児童には丁寧に聞き取りを行い、記録をとる。
・アンケート結果や聞き取った情報の共有をする。
○児童理解研修の実施
○日常的な保護者・地域との連携
・普段からの連携を大切にし、相談しやすい関係づくりに努める。
・年に３回の教育相談で、学習面・生活面についての情報共有を図り、記録する。
・「いじめ防止基本方針」について、ＨＰや学校説明会、学級懇談会等で発信する場を設ける。

（３）いじめに対する措置

○いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応
○被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
・聞き取りの際には、安心して話すことのできる環境を整える。
・指導や支援が必要な場合は、保護者と連携し、体制を整える。
・児童からの聞き取りが必要な場合、保護者とともに情報を共有し、丁寧に事実を確認する。
・複数の児童が関わる場合、各保護者の了承を得た上で、全体像を共有できるようにする。
○保護者の協力、警察署等関係機関との連携
○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

（4）いじめの解消

＜いじめ解消の要件＞
少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめを受けた児童・いじめをした児童の経過を把握し、再発防止を図る。
○役割分担を決め、全職員が情報を共有し、見守りを続ける。
○定期的に面談等を行い、心のケアを行う。
○定期的に保護者に子どもの様子や学校での取組について伝えたり、家庭での様子などを聞いたりして、情報を共有する。
○解消に至っていないときは、いじめを受けた児童を守り通し、その子の安全・安心を確保する。

（5）教職員等への研修

○教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のため、研修を実施する。
・児童理解・児童指導に関する研修
・人権教育に関する研修
・いじめ防止に向けた研修
・特別支援教育研修

（6）学校運営協議会等の活用

○学校が抱える課題等を保護者や地域等と共有し、連携をとりながら対応していく。

（7）取組の年間計画

４月	年間計画と重点指導内容等の確認　地域訪問　学校説明会 授業参観・懇談会 児童情報交換（職員会議） いじめ防止対策委員会	入学式 たてわり活動①
５月	教育相談①（必須） YP アセスメント実施①	
６月	児童支援研修①　学校運営協議会①　教育相談②（選択制） 横浜子ども会議（中学校ブロック）	田植え
７月	児童支援研修②	
８・９月	人権教育研修　横浜子ども会議（青葉区）　懇談会 前期の振り返り	
１０月	学校運営協議会② YP アセスメント実施②	稲刈り・運動会 たてわり活動②
１１月	いじめアンケート実施（いじめ解決一斉キャンペーン） 土曜授業参観①（収穫祭）　学校運営協議会③	収穫祭
１２月	人権週間の取り組み　教育相談③（選択制） 学校評価保護者アンケートの実施 学校生活児童アンケート実施	
１月		新年の式
２月	学校説明会　土曜授業参観②（防災訓練）学校運営協議会④	
３月	授業参観・懇談会　基本方針の年度の振り返りと見直し	卒業式

※行事は、年度ごとに時期が変わることがある。
※教育相談は、年３回のうち、②③はどちらか一方でもよい。

４ 重大事態への対処

（１）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間（３０日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

（２）発生の報告

学校は重大事案発生したと思われる場合は、教育委員会への迅速な報告を行う。

５　いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成 28 年 12 月 1 日　第一回改訂
平成 30 年 2 月 23 日　第二回改訂
令和 2 年 3 月 25 日　第三回改訂
令和 3 年 3 月 16 日　第四回改訂